

税金の納期限内自主納付にご協力ください

市では、皆さんに納めていただいている貴重な税金を主な財源として、さまざまな市民サービスを提供しています。市政や事業を支える財源を安定して確保するために、納期限内納付に、「ご協力をお願いします。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。」

●皆さんに納めていただいた税金で市政を運営しています

市では、高齢者支援や子育て支援などの福祉、学校教育や生涯学習、ごみ処理や保健衛生、道路整備など、さまざまな市民サービスを提供していますが、これらは皆さんに納めていただいている貴重な税金が、主な財源となっています。

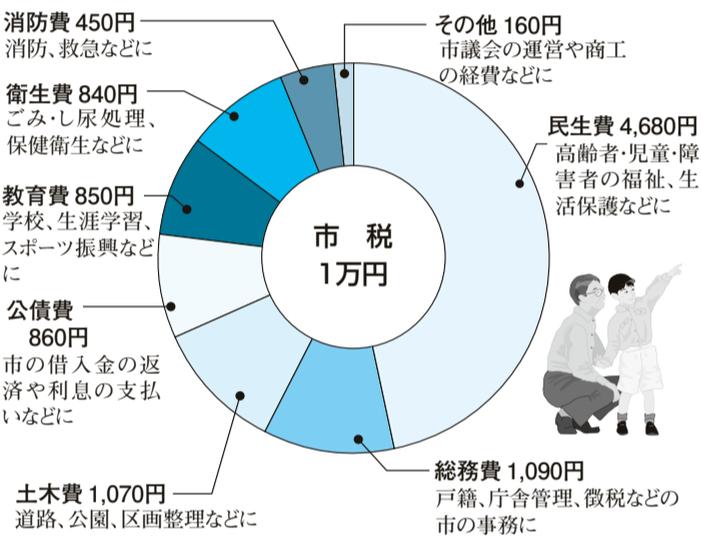
近年、十分な収入や資産を保有していたり、自動車を購入・使用しているのに税金を払わないというような、税の納付について悪質とも言える滞納状況が増えてきました。このままでは、納期限内納付を実行している多くの納税者の皆さんに対しても、税の公

●市税はどのように使われているのか

市が提供している行政サービスなどは、皆さんに納めていただいた税金で賄われています。

市が今年見込む収入予定額 Ⅱ歳入予算(368億6500万円)のうち、皆さんが納める税金で市の収入になる金額 Ⅱ市税歳入(160億2654万9000円)の占める割合は、43.5%となっています。皆さんが1万円を納めていただいた場合、そのお金はどのように使われているのでしょうか。22年度歳出予算に当てはめてみました(下のグラフを参照ください)。

市税1万円の使われ方(22年度歳出予算から)



納期限内納付にご協力

●納期限内納付にご協力ください

毎年5月に、市長をはじめ新人職員が参加して駅頭で

平性が保てなくなり、市財政にも悪影響が出てしまいます。そのため、市政や事業を支える財源の安定した確保のために、納期限内納付をお願いし、納期限内に納付された方との公平性を確保するために、これからは滞納解消に向けての徴収対応に取り組んでいきます。

夜間・休日納税相談窓口を開設

平日に、来庁や金融機関に行くのが困難な方や、事情があり納期限内での納付が困難な方のために、夜間・休日納税相談窓口を開設します。

【日時】夜間窓口=10月27日(水)・28日(木)のいずれも午後8時まで
休日窓口=10月30日(土)・31日(日)のいずれも午前9時~午後4時

【会場】納税課(市役所2階)

【内容】①納税相談②納付受け付け

【ご注意】相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。介護保険料・保育園保育料・学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します(当日の納付書再発行はできません)。また、納税証明書などの発行や課税の相談はできません

「納期限内納税キャンペーン」を実施しています。納期限内に納付のなかった方には、納期の翌月20日前後に督促状を送付しています。納税課では7税目(後期高齢者医療保険料を含む)で年間約9万円の督促状を発送し、その郵送料は約500万円の支出になります。また、督促状の指定期限内に納付のない方には、さらに電話や文書による納税催告を行っています。催告書だけでなく、滞りがあると滞納処分の対象となってしまう。口座振替などを利用して納期限内に納付することによって、滞りや延滞金などの支出は減らすことができます。また、市税などを納期限後に納めた場合、延滞金も納めていただくことがあります。延滞金は、納期限から1ヵ月までは4・3%、1ヵ月後は14・6%の年率(22年度)で計算され、本税が完納となるまで増えていきます。また延滞金も税金ですので、納付しないまま滞り続くと滞納処分の対象となってしまう。口座振替などを利用して納期限内に納付いただくことで、延滞金などの支出は減らすことができます。ぜひお手持ちの納税通知書で納期限内にお支払いいただきましょう。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

税の公平性を守るために

市では、納期限を過ぎても納付のない方に対し、督促状・催告書などの文書の送付や電話による催告を行い、早急な納付をお願いしています。それでも納付・相談がない方には、納期限内に納付した方との公平性を保つため、法律に基づき、財産の差し押さえなどの滞納処分を行っています。また延滞金も、地方税法により徴収が規定されていますので、本税と同様に差し押さ

付いただくことで、延滞金などの支出は減らすことができます。ぜひお手持ちの納税通知書で納期限内にお支払いいただきましょう。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

●市税などの納付に困ったら必ず相談を

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により市税な

えの対象となります。それは本税完納後でも納付する必要がないという事です。市が滞納処分を行うのは、納期限内に納付した方からの無言の支えがあるからです。これからの納期限内に納付した方との公平性を保つためにも、悪質な滞納者には財産調査を行い、その結果判明した財産は差し押さえを行う滞納処分第142条に基づく滞納処分、徴税吏員が滞納者の自宅などで、差し押さえるべき財産を発見するために行う強制調査です。相手の意思に関係なく裁判所の捜索令状も必要としない強い権限です。

●滞納者宅の捜索・タイヤロックを実施

市では、誠意の見られない滞納状況については、該当者宅の捜索(注1)や自動車・自動二輪車のタイヤロック(注2)を実施しています。徴税吏員の調査権には、滞納者宅などへの捜索があります。これは強制調査ですので、該当者が拒否することができないものです。

●市税などの納付にご協力ください

11月1日(月)は、市民税・都民税第3期、国民健康保険税第4期、後期高齢者医療保険料第4期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

●口座振替をご利用ください

「忙しくてなかなか銀行の窓口に行けない」「つい、うっかり税金を納めるのを忘れてしまった」という場合があると思います。しかし、「つい、うっかり」が重なり、市税などの未納額が累積することでその額が高額となり、ますます市税などの納付が困難となる場合があります。

口座振替にすると、金融機関などへ支払いに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れがからないなどのメリットがあります。ぜひ口座振替をご利用ください。

①市税などの納税通知書に同封した複写式の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳印を押印の上、3辺を折り付けて、ポストに投函してください。その後の手続きは市が行います。

②市内の金融機関の窓口には、①とは別の申し込み用紙が設置してあります(通帳と通帳印を持参してください)。

※①の口座振替依頼書の郵送をご希望の方は、納税課 ☎470・7729へご連絡ください。

市税などの納付にご協力ください

11月1日(月)は、市民税・都民税第3期、国民健康保険税第4期、後期高齢者医療保険料第4期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

《今号の主な内容》

- ・駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します
- ・御成橋が通行止めになります
- ・11月6日(土)は学校一斉公開日です
- ・10月25日(月)~11月7日(日)は子ども読書週間です

2面
3面
4・5面
7面